

金融・保険市場におけるトピックス

【イギリス・規制動向】

○健全性監督機構（PRA）が保険会社に配当金支払についての意向を表明

2020年3月31日、健全性監督機構（PRA）は、イギリス国内の保険会社の CEO 宛てに、配当金支払についての PRA の意向を示す書簡を送付した。

書簡の中で PRA は、保険会社が株主に対し配当金の支払を実施する場合には、保険契約者が十分に保護され、かつ自社の健全性を維持できるよう細心の注意を払うことが必要であり、またそうした行動が新型コロナウイルスにより混乱した経済全体を支援することにつながるとの考えを示した。

さらに、損害保険会社および生命保険会社は、それぞれの保険商品を通じ、個人や企業にとって必要不可欠な「セーフティーネット」を提供しており、また、イギリス経済における長期的な投資家としても重要な役割を担っているとした。それゆえ現在の不確実性が高い状況においては、金融行為規制機構（FCA）の方針に沿った方法で、保険契約者に対する責任を確実に果たすことができるよう、また経済にとって重要な投資を継続できるよう、自社の経営資源の慎重な管理が極めて重要であるとした。PRA は、各保険会社の CEO に対して、同書簡を取締役会にて共有することを要請している。

（PRA ウェブサイト 2020.3.31 ほか）

【イギリス・市場動向】

○コロナウイルスの影響で中止のウィンブルドン選手権は興行中止保険を手配済

2020年6月29日から7月12日まで開催予定であった第134回ウィンブルドンテニス選手権は、新型コロナウイルスの影響により開催中止が決定された。同選手権の中止は、戦時下を除き初めてのことである。同選手権を運営するオールイングランドローンテニスクラブ（以下「AELTC」）は、同選手権がパンデミックなどを理由とするチケットの払い戻し等による損害も補償対象となっている、興行中止保険に加入していることを公表した。

今回の開催中止により、賞金約3,900万ドルや設営費・人件費等の支出を免れる一方で、メディア・スポンサー・チケット販売からの収入約3億6,300万ドル^{（注1）}を失うことになる AELTC は、年間約186万ドルの支払保険料に対し、約1億4,200万ドルの保険金を得ることになるという。

イベント関連事業者のパンデミックによる損害を補償対象に含めた興行中止保険への加入率は高くないとされるが^{（注2）}、2000年代初頭の SARS 発生を受け、AELTC の財務・リスク委員会はパンデミックの危険性を強く認識し、同選手権は世界におけるテニスの4大大会の中で唯一、パンデミックによる損害を補償対象に含めた保険契約

を 17 年間継続してきた。AELTC はこのほか、エリザベス女王の逝去による服喪期間やテロの発生などのリスクも想定してきたとしている。

新型コロナウイルスによるリスクの顕在化により、パンデミックによる損害を補償対象とする保険は今後注目を集めるとされる一方、保険会社では当該リスクの免責化や引受厳格化の動きも出始めている。

(注1) メディア 1 億 6,000 万ドル、スポンサー 1 億 5,100 万ドル、チケット 5,200 万ドルが内訳とされている。

(注2) 本大会の興行中止保険の引受を行っていると言われる Hiscox は、イベント関連業界の顧客のうち、パンデミックによる損害が補償対象に含まれている保険を購入している割合は 10%未満であるとしている。

(PropertyCasualty360 2020.4.10 ほか)

【米国・市場動向】

○新型コロナウイルスによる外出規制のため自動車保険料を返戻

新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として、米国の多くの州が外出規制を行っている^(注)。保険や公益事業等の分野で低所得層やマイノリティの消費者の利益を代表して活動を行う組織である Center for Economic Justice、およびアメリカ消費者連盟 (Consumer Federation of America) は、各州の外出規制により自動車の走行距離は減少し、保険金支払も大幅に減少するとして、2020 年 3 月 18 日に各州の保険庁へ、自動車保険料負担の軽減を保険会社に指示するよう提言を行った。

このような状況の中で、オールステートとアメリカンファミリーは、4 月 6 日に契約者への自動車保険料の返戻を発表した。オールステートは同社の自動車保険の契約者に対し、4 月・5 月分の保険料の 15%に相当する額を返戻するとしており、その総額は 6 億ドル以上になると見込まれている。またアメリカンファミリーは、被保険車両 1 台につき 50 ドルを返戻する予定であり、その総額は約 2 億ドルになるとしている。同 2 社の発表後、さらに 20 社を超える主要な損害保険会社が同様の対応を発表している。

(注) ニューヨークタイムズによると、4 月 20 日現在 42 州以上で少なくとも 3 億 1,600 万人が在宅を求められている。

(Bloomberg 2020.4.6 ほか)

【米国・市場動向】

○インシュアテック企業 Oscar は 2019 年も損失計上するも、事業拡大続く

Oscar^(注) は 2012 年に米国ニューヨーク州に設立された、個人向けを中心に医療保険を販売するインシュアテック企業である。同社の医療保険は、アプリやウェブサイトを活用し優良な医療機関への予約が簡単にできるほか、遠隔診療サービスやきめ細かなコンシェルジュサービスが付帯されているなどの特徴を有する。同社は Google の

持株会社である Alphabet を含む投資家から、既に 13 億ドルの資金を調達している。

2019 年決算によると、同社は 2018 年の 5,700 万ドルに続き、2019 年も 1 億 1,000 万ドルの純損失を計上した。元受収入保険料は約 13 億ドルで、パークシャーハサウェイとアクサへの出再を考慮後の正味実績は、保険料 4 億 9,400 万ドル、保険金 4 億 1,800 万ドル、損害率約 85%であった。同社は事業拡大のための投資コストが損失増加の原因であるとする一方、医療保険への総加入者数はこの 1 年間で 63%増加したとしている。

同社は 2020 年 1 月、医療保険大手の Cigna と提携し、中小企業向けの医療保険の提供を開始することを公表した。さらに 2020 年中に、同社の営業地域を 9 州から 15 州に拡大する計画であり、2020 年を事業拡大に伴い黒字転換の可能性を探る重要な年ととらえ、元受収入保険料の計画値を 22 億ドルと設定している。

(注) 損害保険事業総合研究所「諸外国におけるインシュアテックの動向」(2019 年 3 月) 第 II 章
インシュアテック企業の事例も参照願う。

(Business Insider 2020.3.3 ほか)

【韓国・市場動向】

○スクールゾーンでの違反罰則を厳格化した新法を利用し増収を図る韓国損害保険会社

低金利と新型コロナウイルスの影響により業績の悪化が見込まれる、サムスン、ヒュンダイ、メリッツ等の韓国の損害保険会社は、2020 年 3 月 25 日に施行された新法によるスクールゾーンでの安全規則の厳格化を、新たな増収の機会としてとらえている。

この新法は、2019 年 9 月に小学校の前で交通事故に遭い亡くなった 9 歳の少年の名前にちなみ「ミンシク法」と呼ばれている。同法では、スクールゾーンを時速 30km 以上で運転して事故を起こし 13 歳未満の子供を負傷させた場合、加害者は 15 年以下の懲役または 3,000 万ウォン（約 260 万円）以下の罰金を課せられる。致命的な事故を起こした場合には、無期懲役となる可能性もあるとされている。

これを受けて韓国の多くの保険会社は、2020 年 4 月からドライバー保険の補償を 2,000 万ウォン（約 180 万円）から 3,000 万ウォン（約 260 万円）に増額した。オンライン専門の保険会社として新たに市場に参入したキャロット損害保険は、月額 990 ウォン（約 88 円）の保険料で最大で 2,000 万ウォン（約 180 万円）の罰金と 500 万ウォン（約 44 万円）の弁護士費用を補償するドライバー保険の販売を開始したと発表した。

韓国の自動車保険は、対人・対物賠償が法的に付保を義務付けられている強制保険であり、罰金や法的費用を補償するドライバー保険は任意保険となっている。韓国損害保険協会によると、2019 年のドライバー保険の平均損害率は 70%であり、100%を超えている強制保険の損害率に比べ低い。このためドライバー保険は、保険会社にとって収益性の面で魅力的であるとされ、新しい収益源となることが期待されている。

(The Korean Times 2020.4.2 ほか)